

いよいよスタート!

子ども・子育て支援新制度

～子育て中のすべての方を応援します～



このロゴとイラストは内閣府の子ども・子育て支援新制度のシンボルマークです。

「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年(2015年)4月に本格スタートします。新制度は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざした制度です。この新制度の実施のためには、消費税が10%になった際の増収分が充てられることになっています。

宝塚市

新制度って？

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年(2012年)8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

少子化や核家族化、また待機児童の問題など、子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、今までの制度を見直した新制度をスタートさせ、次の取組みを進めていくこととされています。

- 1 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った「認定こども園」の普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 地域の様々な子育て支援の充実を進めます。

※子ども・子育て関連3法 …… 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

新制度で増える教育・保育の場

新制度では、これまで多く利用されてきた幼稚園と保育所に加え、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していくこととされています。

また、新たに少人数の子どもを保育する「地域型保育」の利用によって、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やすこととされています。

市では、今後、新制度に向けて教育・保育の場について検討していきます。

幼稚園 (3～5歳)



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育。園によってはその前後や園の休業中に預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

保育所 (0～5歳)



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育。園によっては延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園 (0～5歳)



教育と保育を一体的に行う施設

3つのポイント

- 1 保護者の就労状況に関わらず教育・保育を受けられます。
- 2 就労状況が変わっても継続して利用できます。
- 3 園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

地域型保育 (0～2歳)



19人以下の少人数で0～2歳の子どもを預かる事業

4つのタイプ

- 1 家庭的保育…少人数(5人以下)を対象とする保育。
- 2 小規模保育…少人数(6～19人)を対象とする保育。
- 3 事業所内保育…会社の事業所内にある保育施設などで、従業員と地域の子どもと一緒に保育します。
- 4 居宅訪問型保育…障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1で行う保育。

地域の子育て支援の充実

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。
すべての子育て家庭のために、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

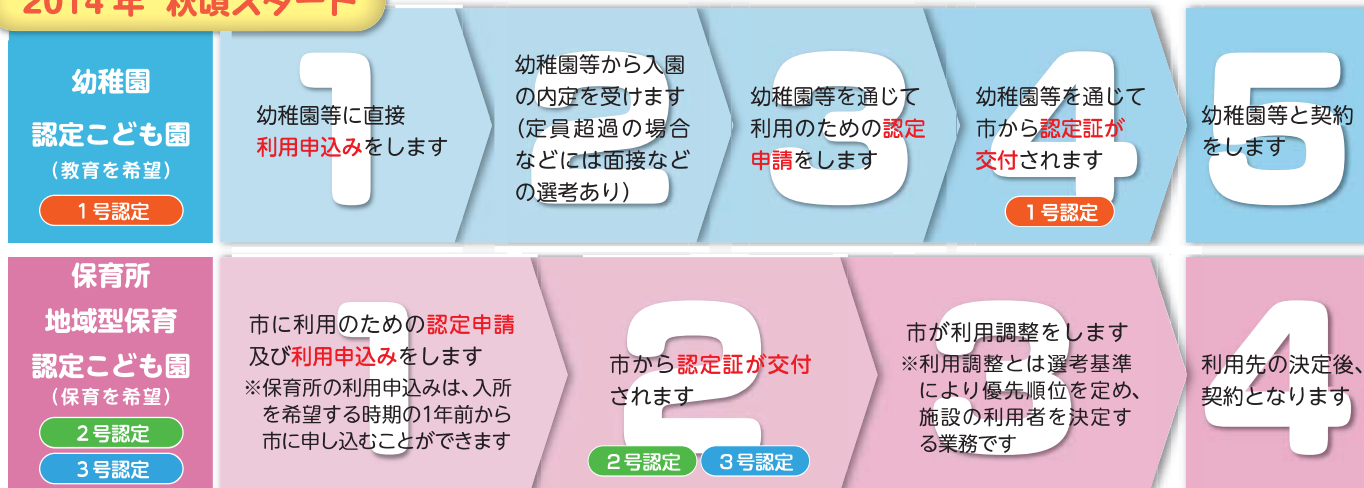
| | |
|----------------------------------|---|
| 利用者支援 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。 |
| 放課後児童クラブ (地域児童育成会、 民間学童保育) | <ul style="list-style-type: none"> 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に、学校の余裕教室や保育所などを利用して、放課後の居場所を提供します。 地域のニーズに合わせて増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質を確保していきます。また、小学6年生まで対象を広げます。 |
| 病児・病後児保育 | <ul style="list-style-type: none"> 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、市が委託している病院や保育所に付設されたスペースで預かります。 |
| 一時預かり | <ul style="list-style-type: none"> 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所や幼稚園などで一時預かりを実施します。 |
| 地域子育て支援拠点 (子育てひろば) | <ul style="list-style-type: none"> 児童館や保育所などで、気軽に親子で遊びに来て、親子の交流や子育て相談ができる場所を提供します。 |

新制度の利用の流れ

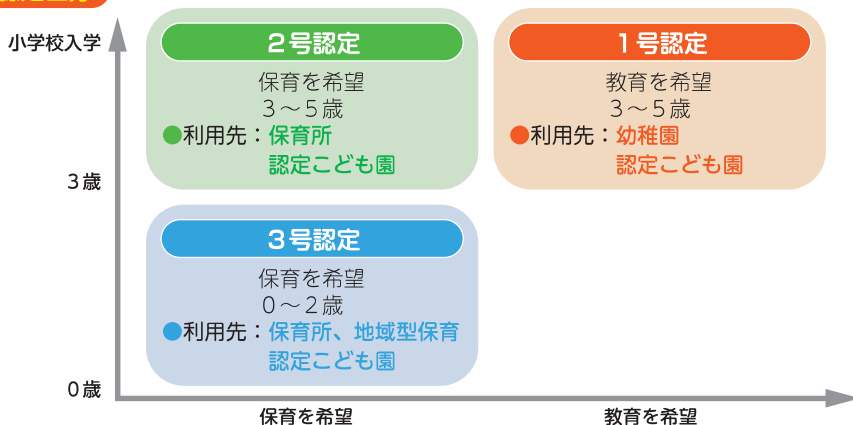
施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定(1号~3号認定)を受けていただきます。
新たに施設等を利用する場合の流れは次のとおりです。既に施設を利用している場合は、施設を通じて別途手続きをご案内します。

2014年 秋頃スタート

※以下の内容は現時点の予定であり、実際の手続きとは異なる場合があります。



3つの認定区分



認定にあたって

保護者のみなさんの働き方と子育ての状況に合わせて、例えばこんな支援が利用できます。



両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園+一時預かり ※満3歳以上の場合

両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園+一時預かり ※満3歳以上の場合



両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合

施設を利用

- 認定こども園
- 幼稚園 ※満3歳以上の場合

在宅で子育て

- 地域の子育て支援
 - ・ 地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援
 - ・ 一時預かり

幼稚園や保育所などの利用料

利用料は、今の負担水準や保護者の所得に応じて、国が決める水準を上限に、市が設定します。施設・事業者は、一定の要件のもとで、必要経費を市が定める額に加えて徴収することが可能です。

市における利用料については今後検討し、順次お知らせします。

新制度の取組みは、市民にもっとも身近な市が中心となって進めます。

- ・ 市では地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズ把握のため、アンケート調査を実施しており、それらを踏まえた施設整備や事業を計画的に実施していきます。
- ・ 計画的に取組みを進めるため、新制度の開始(平成27年(2015年)4月予定)から5年間を計画期間とする「宝塚市子ども・子育て支援事業計画」をつくりま。



新制度についてのQ&A



新制度になると現在の幼稚園や保育所は、どうなるのですか？



現在の幼稚園・保育所は、認定こども園になるか、幼稚園又は保育所のまま残ります。各幼稚園・保育所が、今後、どのように運営していくかを検討し、決めることになっています。



**新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？
従来の申し込み方法から変更はありますか？**



新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されることなど、従来の手続きとは異なる点があります。



幼稚園の利用を希望する場合も、認定を受ける必要がありますか？



幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、1号認定を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。
(園によっては認定手続きが不要な場合や手続きが異なる場合があります。)



幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？



幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になる場合があります。



地域型保育(小規模保育など)の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

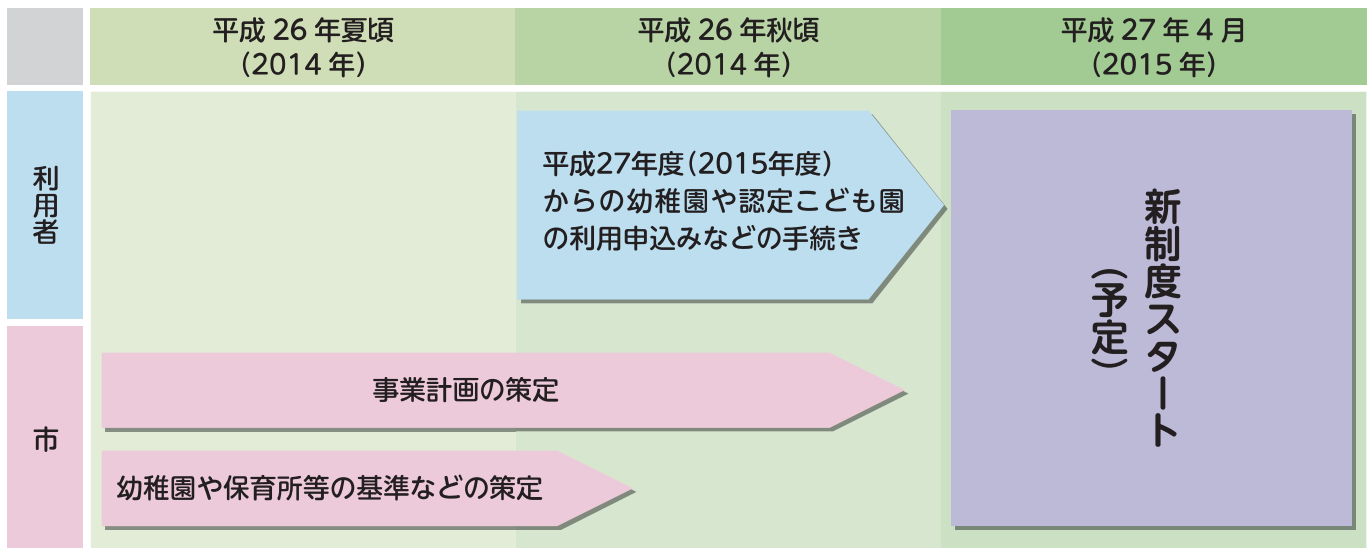


0～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」(認定こども園や幼稚園、保育所)を設定することとしています。連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後も引き続き保育を利用できるようにします。



「子ども・子育て支援新制度」は 平成27年(2015年)の4月にスタートを予定

平成26年度(2014年度)の後半からは、新制度の開始に向け、幼稚園・認定こども園の利用申込みや認定申請の手続きが始まる予定です。(保育所の利用申込みは、入所を希望する時期の1年前から市に申し込むことができます。)詳しい手続き方法や時期については、今後、広報誌や市ホームページなどでご案内します。



お問い合わせ先

制度全般に関すること

宝塚市 子ども未来部 子ども政策課
電話 0797-77-2419 FAX 0797-77-2800
Eメール m-takarazuka0051@city.takarazuka.lg.jp

認定・利用申請などの手続き、利用料に関すること

●保育所・私立幼稚園・私立認定こども園・地域型保育
宝塚市 子ども未来部 保育事業課
電話 0797-77-2037 FAX 0797-74-9948
Eメール m-takarazuka0275@city.takarazuka.lg.jp

●公立幼稚園・公立認定こども園
宝塚市 教育委員会事務局 学事課
電話 0797-77-2366 FAX 0797-71-1891
Eメール m-takarazuka0111@city.takarazuka.lg.jp